

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 121 「小規模企業等における退職給付会計の簡便法」

今回は、小規模企業等における退職給付会計の簡便法について、適用範囲等をメインにご説明します。

1. 小規模企業等における簡便法について

従業員数が比較的少ない小規模な企業等においては、以下の(1)又は(2)の場合に、期末の退職給付の要支給額を用いた見積計算を行う等の簡便な方法を用いて、退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算することができます（基準 26 項）。

- (1) 高い信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難である場合
- (2) 退職給付に係る財務諸表項目に重要性が乏しい場合

2. 適用範囲について

簡便法を適用できる小規模な企業等とは、原則として従業員数 300 人未満の企業をいいます。従業員数が 300 人以上の企業であっても年齢や勤務期間に偏りがあることなどにより、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られないと判断される場合には、簡便法によることができるとされています（指針 47 項）。

一方、従業員数が 300 人未満であっても、高い信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことができる場合も考えられ、留意が必要です。

なお、この場合の従業員数とは退職給付債務の計算対象となる従業員数を意味し、複数の退職給付制度を有する事業主については制度ごとに判断します。従業員数は每期変動することが一般的であるので、簡便法の適用は一定期間の従業員規模の予測を踏まえて決定します（指針 47 項）。

3. 原則法から簡便法への変更について

簡便法から原則法への変更は認められますが、原則法から簡便法への変更については以下の場合を除き、認められないと考えられます（指針 111 項）。

- ・従業員数の著しい減少もしくは退職給付制度の改訂等により、高い水準の信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難になった場合
- ・退職給付に係る財務諸表項目の重要性が乏しくなった場合

そのため、今まで従業員数が 300 人以上であったため原則法を採用していた企業が、当年度に従業員数が 300 人を少し下回ったという事実のみをもって、直ちに簡便法に変更できるとは限らないことに留意が必要です。

（関連基準等）

基準：企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」

指針：企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」